

保育所等における第三者評価の受審について

県民文化部こども・家庭課

○平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度では、保育所等について、第三者評価の受審が努力義務とされている。

○また、「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、平成 31 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審を目指すこととされている。

○子ども・子育て支援新制度では、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成 27 年内閣府告示第 49 号)において、第三者評価受審加算が設けられており、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った民間事業者は受審費用の一部が支援されるため、保育所等に対して積極的な受審を促し、保育サービスの質の向上に協力を依頼している。

※公立保育所に対する費用助成制度は無い。

県内保育所の受審予定

(平成 28 年 6 月現在)

区分	受審予定 (箇所)					
	(受審済)	H28	H29	H30	H31	(未定)
公立保育所	0	1	10	26	206	193
私立保育所	2	0	3	6	38	64
地域型保育事業	0	0	0	4	0	6
計	2	1	13	36	244	263

H31 に集中して予定されていること、また、未定が多いことから、
早期受審をお願いしたい。

受審費用、評価機関について、15 件程度照会があった。